

2024年度  
大学院法学研究科  
修士課程  
学生募集要項

ASAHI  
UNIVERSITY



朝日大学

## 個人情報の取り扱いについて

### 1. 利用目的

出願及び入学手続きにあたってご記入いただいた個人情報は、入学試験に関する事項（出願・選考・合格発表）、学事・学生生活全般・大学内の施設や設備利用に関する管理、連絡及び手続、本人及び身元保証人（学費支弁者）あてに送付する各種書類の発送やその他の連絡、これらに付随する事項を行うために利用します。

### 2. 取り扱い方針

- (1) ご記入いただいた個人情報は厳重に取り扱われます。また、上記「利用目的」以外にはいっさい利用しません。  
なお、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知又は公表します。
- (2) ご記入いただいた個人情報の取り扱いを外部に委託する場合があります。その場合、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、適切な管理を実施させます。
- (3) ご記入いただいた個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に提供はいたしません。ただし、法令に基づく場合や、本人の生命・身体・財産を保護するために必要と判断される場合、その他緊急の必要があり、本人の同意を得ることができない場合、本大学において教育研究や学生支援に必要な情報を提供する場合には、個人情報を提供することがありますので、予めご了承ください。

# 目 次

## I 学生募集要項

アドミッション・ポリシー	1
1. 入学試験日程等	1
2. 試験科目・試験時間	1
3. 出願資格	1
4. 出願区分	2
5. 専攻科目	2
6. 出願資格審査	2
7. 出願書類	3
8. 入学検定料	5
9. 受験票	5
10. 選抜方法	6
11. 合格発表	6
12. 入学手続	6
13. 学費等	6

## II 大学の概要

建学の精神	7
大学の目的	7
大学院の目的	7
沿革	8

## III 法学研究科の概要

法学研究科の目的	9
修士課程の概要	9
1. 教育研究上の目的等	9
2. カリキュラム	9
3. 標準修業年限	11
4. 教職課程	11
5. ディプロマ・ポリシー	11
6. 修了後の進路	11
修士課程授業科目の紹介	12

## IV 本大学所定用紙

17

# I 学生募集要項

## ○アドミッション・ポリシー

法学分野・行政学分野に関する基礎学力又は相当の経歴・経験を有する者で、同分野における幅広い学術研究の推進を目指し、将来、研究者や教育者等としての活躍を志すもの又は企業や行政若しくは法律、税務・会計等の専門的な職業において高次の応用力を発揮し、活躍することを志すものを求めています。

## 1. 入学試験日程等

	募集人員	出願期間	試験日	試験場	合格発表日	入学手続期間
I 期募集	10名	2023年9月11日(月) ┆ 2023年9月26日(火) [締切日必着]	2023年9月30日(土)	朝日大学	2023年10月5日(木)	2023年10月5日(木) ┆ 2023年10月13日(金)
II 期募集		2023年11月20日(月) ┆ 2023年12月5日(火) [締切日必着]	2023年12月9日(土)	朝日大学	2023年12月15日(金)	2023年12月15日(金) ┆ 2023年12月25日(月)
III 期募集		2024年2月5日(月) ┆ 2024年2月20日(火) [締切日必着]	2024年2月24日(土)	朝日大学	2024年3月1日(金)	2024年3月1日(金) ┆ 2024年3月11日(月)

※募集人員には、学内推薦者若干名を含む。

## 2. 試験科目・試験時間

出願区分	10:00~11:30		12:30~
一般	必須	主専攻科目	
	選択	次のいずれかを出願時に選択する。 ○主専攻科目を除く、専攻科目1科目 ○外国語(英語)	
社会人	—		面接

注1: 専攻科目の試験は、六法全書を貸与します。

注2: 外国語(英語)の試験は、英和・和英の辞書の持ち込み可(電子辞書は不可)とします。

## 3. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 大学を卒業した者及び2024年3月卒業見込みの者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び2024年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年3月までに修了見込みの者
- (5) 日本国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び2024年3月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び2024年3月までに授与される見込みの者



※一例として、研究論文、各種資格取得証明書、活動経験を証明する書類、実務経験を証明する書類等を指します。  
 なお、複製を提出の場合、試験日当日、原本を試験場に持参いただき、審査員の確認を受けていただきます。

(3) 出願資格審査合格者の出願手続について

出願資格審査の結果、合格と判定された者は、本募集要項に従い、出願手続を行ってください。  
 3ページの「7. 出願書類」のうち、②、③及び④については、提出不要です。

なお、出願の際には、必ず本大学から送付された**出願資格審査結果通知書のコピーを同封**してください。

## 7. 出願書類

出願書類等は、次の注意事項をよく読んで作成し、郵便局で販売のレターパックライト（又はレターパックプラス）に一括同封の上、出願期間内に必着するよう郵送してください。長期履修（11ページ参照）を希望する場合は、出願前に学事二課大学院法学研究科係まで問い合わせください。

なお、本大学所定用紙の指定があるものは、所定の用紙（19ページ以降に添付してあります。）を用いて作成してください。

(1) 出願書類についての注意

①出願書類の年月日については、**全て西暦にて記入**してください。

②外国籍の者は、「住民票記載事項証明書」に記載の氏名を記入してください。

ただし、日本名を登録してある者は、日本名を用いることができますが、その場合は、全ての出願書類を同一の氏名で統一してください。

③成績証明書、その他証明書類は、全て出願日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

④出願書類が不備のものは、受け付けられません。

⑤**いったん受理した出願書類は、いかなる理由があっても返還しません。**

⑥出願書類受理後の主専攻科目等の変更は認めません。

⑦受理した出願書類の記載事項について、後日、虚偽の事実が発見された場合は、入学を取り消します。

(2) 出願書類

出 願 書 類 等	備 考
①入学願書 (所定用紙・様式1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出願区分欄について（2ページの「4. 出願区分」を参照） 該当するものを○（まる）で囲んでください。</li> <li>○ 主専攻科目欄について（2ページの「5. 専攻科目」を参照） 入学後に研究指導を受けようとする専攻科目を1科目選択し、記入してください。</li> <li>○ 試験科目欄について 出願区分「一般」の者：必須科目（主専攻科目）と選択科目（必須科目を除く）を各1科目選択し、記入してください。 【必須科目】 憲法、行政法、税法、民法（民事訴訟法）、ADR法、商事法（商法）、商事法（会社法）、刑事法（刑法）、刑事法（刑事訴訟法）、国際関係法 【選択科目】 憲法、行政法、税法、民法（財産法）、民法（家族法）、民法（民事訴訟法）、ADR法、商事法（商法）、商事法（会社法）、刑事法（刑法）、刑事法（刑事政策）、刑事法（刑事訴訟法）、国際関係法、法哲学、政治・行政学、外国語（英語）</li> </ul> <p>出願区分「社会人」の者：記入は不要です。</p>
②履歴書 (所定用紙・様式2)	<p>学歴欄は、高等学校卒業から記入してください。          ただし、「出入国管理及び難民認定法」による在留資格「留学」で入学しようとする者は、小学校入学から記入してください。大学等での研究生として在学歴がある場合は、その期間も記入してください。</p>
③出身大学の 成績証明書	<p>出願日前3か月以内に発行、厳封されたものを提出してください。          ※大学院修了（見込）者は、大学院の成績証明書も併せて提出してください。</p>

④出身大学の卒業証明書	出願日前3か月以内に発行されたものを提出してください。 大学在学中の者は、卒業見込証明書を提出してください。 ※大学院修了（見込）者は、大学院の修了（見込）証明書も併せて提出してください。 ※短期大学又は高等専門学校の特攻科に在籍し、当該専攻科を修了見込であり、かつ、学士の学位の授与を受けようとする者は、修了見込証明書及び学士の学位の授与を申請する予定である旨の短期大学長又は高等専門学校長の証明書を提出してください。
⑤受験票・写真票（所定用紙・様式3）	試験日、出願区分欄の該当するものを○（まる）で囲み、指定された写真を貼付してください。
⑥志願理由書（所定用紙・様式4）	必要事項を記入したものを提出してください。

※証明書等の氏名と現在の氏名が異なる出願者は、氏名の変更を証明できる書類（戸籍抄本等）も併せて提出してください。

※以下の書類については、該当する者のみ提出してください。

〔有職者について〕

出願書類等	備考
⑦勤務先の所属長の承諾書（所定用紙・様式5）	勤務先の所属長が必要事項を記入したものを提出してください。

〔「出入国管理及び難民認定法」による在留資格「留学」で入学しようとする者について〕

出願書類等	備考
⑧身元保証書（所定用紙・様式6）	保証人が自筆で記入し、自署してください。 日本語以外で記入する場合は、日本語訳を必ず添付してください。 また、保証人は該当する次のいずれかの書類を提出してください。 【保証人が日本国内在住の日本人の場合】 住民票記載事項証明書 【保証人が日本国内在住の外国人の場合】 住民票記載事項証明書 【保証人が日本国外在住者の場合】 ア. 公証書（保証人住所、保証人と出願者との関係が記載されたもの） イ. 戸籍謄本（中国の場合、公証所の公証員の証明を受けた居民戸口簿（戸口本）と常住人口登記卡） ※上記ア・イの書類について、日本語以外で記載されている場合は、日本語訳を必ず添付してください。
⑨経費支弁書（所定用紙・様式7）	経費支弁者が自筆で記入し、自署してください。 日本語以外で記入する場合は、日本語訳を必ず添付してください。 また、経費支弁者は該当する次のいずれかの書類を提出してください。 書類が日本語以外で記載されている場合は、日本語訳を必ず添付してください。 【経費支弁者が日本国内在住者の場合】 ア. 印鑑登録証明書（経費支弁書に使用した実印のもの） イ. 経費支弁者の年間所得金額がわかる「市町村県民税課税証明書」又は税務署発行の「納税証明書」（その1）と（その2） 【経費支弁者が日本国外在住者の場合】 ア. 預金残高証明書 経費支弁者（送金者）本人名義で、2年間の学費や生活費などを支払うことが可能な残高があるものを提出してください。中国の金融機関の場合は、預金残高証明書をとった通帳番号の定期存款存単も提出してください。



	<p>イ. 在職証明書又は職業証明書 経費支弁者（送金者）が会社員の場合には、「在職証明書（会社の住所や電話番号などの連絡先も記入されていること）」を、会社経営者や個人営業者の場合は、「登記簿謄本」など経費支弁者（送金者）と会社名が明記されているものを提出してください。</p> <p>ウ. 給与支払証明書又は納税証明書など 経費支弁者（送金者）本人の過去3年間の個人収入を証明するものを提出してください。</p> <p>エ. 公証書（経費支弁者住所、経費支弁者と出願者との関係が記載されたもの）</p> <p>オ. 戸籍謄本（中国の場合、公証所の公証員の証明を受けた居民戸口簿（戸口本）と常住人口登記卡）</p> <p>※上記エ・オの書類については、経費支弁者が保証人と同一人の場合は、提出不要。</p> <p>【経費支弁者が出願者本人の場合】</p> <p>ア. 預金残高証明書 入学志願者本人名義で、2年間の学費や生活費などを支払うことが可能な残高があるものを提出してください。中国の金融機関の場合は、預金残高証明書をとった通帳番号の定期存款存単も提出してください。</p> <p>イ. 給与支払証明書又は納税証明書など 入学志願者の過去3年間の個人収入を証明するものを提出してください。</p> <p>ウ. 資格外活動許可が確認できるもの 許可を受けている者は、交付を受けた「新たに許可された活動内容」が記載された旅券の該当ページ（証印シール貼付ページ及び顔写真掲載ページ）又は在留カード両面のコピーを提出してください。</p> <p>エ. 奨学金の受給に関する証明書 奨学金の給付を受けている者は、金額と期間が記載されたものを提出してください。</p>
<p>⑩ 日本語能力に関する書類</p>	<p>次のア～ウの試験・検定受験者や日本語学習歴がある者は提出してください。試験・検定に関する書類については、出願日前の直近に受験したものを提出してください。</p> <p>ア. 日本留学試験〔EJU〕（日本語科目）の受験票のコピー及び成績確認書</p> <p>イ. 日本語能力試験〔JLPT〕（2010年からの新試験又は2009年までの旧試験）の受験票、合否結果通知書及び合格者に交付される日本語能力認定書のコピー</p> <p>ウ. J.TEST実用日本語検定（2019年5月からの新試験又は2019年3月までの旧試験／随時試験は除く）の受験票、成績表及び認定証のコピー</p> <p>エ. 本大学以外の日本語学習教育機関が発行する学習期間や授業時間数が明記された証明書</p>

## 8. 入学検定料

20,000円

納付方法は次のとおりです。

- (1) 入学願書等の[A]票～[C]票に必要事項を記入し、切り離さずに最寄りの金融機関の窓口へ提出の上、**電信扱い**で振り込んでください。郵便局からの振り込みはできません。
- (2) 払い込み後、[A]票と[B]票を受け取り、[A]票と[B]票に金融機関の収納印があるかを確認し、[B]票は本人が保管してください。
- (3) **いったん納付した入学検定料は、いかなる理由があっても返還しません。**

## 9. 受験票

受験票は、出願書類の確認完了後に郵送します。試験当日は必ず持参してください。

受験票が試験日前日になっても届かない場合は、必ず学事二課大学院法学研究科係まで問い合わせてください。



## 10. 選抜方法

出願区分「一般」：筆記試験、面接試験及び成績証明書等により総合的に行います。

出願区分「社会人」：面接試験及び成績証明書等により総合的に行います。

## 11. 合格発表

本人あてに合否結果通知（合格者には合格通知書、不合格者には選抜結果）を郵送すると同時に、合格者には入学手続書類を併せて郵送します。

合否結果通知が入学手続締切日の2日前になっても届かない場合には、学事二課大学院法学研究科係まで問い合わせください。

なお、合否についての問い合わせには一切応じません。

## 12. 入学手続

合格者は、入学手続締切日までに必要な書類の提出及び学費等を納付してください。

なお、入学手続締切日までに入学手続きをしない場合は、入学を辞退したものと扱います。

## 13. 学費等

費 目		納 付 時 期		2 年次納付金	
		入学手続期間内	10月	4月	10月
学 費	入 学 金	200,000円	—	—	—
	授 業 料	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
	計	500,000円	300,000円	300,000円	300,000円
諸 納 付 金	学生保障制度維持費	3,500円	—	3,500円	—
	法学会学生会員会費	6,000円	—	—	—
合 計		509,500円	300,000円	303,500円	300,000円

※「出入国管理及び難民認定法」による在留資格「留学」で入学しようとする者が経済的に修学が困難であるものが授業料等の減免を受けようとする場合には、出願書類に必要書類を添付し、所定の期日までに申請しなければなりません。

なお、詳細については、出願に先立ち、学事二課大学院法学研究科係までお問い合わせください。

入学手続き完了後に入学を辞退する場合は、**2024年3月30日（土）13時まで**に本大学所定の「入学辞退届」で申し出てください（郵送の場合、締切日の消印有効）。また、締切日までに電話等連絡により意思表示を行い、後日に「入学辞退届」を提出した場合も受け付けます。この場合において、入学手続き時に納入された授業料等（入学金を除く。）を返還します。

なお、4月1日以降に入学を取り止める等の申出があった場合には、退学扱いとなり、入学手続きの書類及び授業料等（入学金を含む。）は返還しません。

## Ⅱ 大学の概要

### 建学の精神

本学の建学の精神は、  
国際未来社会を切り開く社会性と創造性、  
そして、人類普遍の人的知性に富む人間を  
育成することにある。

#### 社会性について

人類共存の理念は、今や地球の資源・環境問題をはじめ高齢化社会に伴う労働問題、先進国の国際経済問題、発展途上国の社会経済問題など、解決すべき諸問題に直面している。これらの課題と取り組み、人類の繁栄と幸福を推進するため、国際性と社会性に富む人間、和を重んずる心豊かな人間を育成する。

#### 創造性について

人類は、科学・技術のめざましい発展により、物質的豊かさを獲得したが、この科学・技術の発展はまた、豊かな人間性の涵養に資するものでなくてはならない。

先端的科学の進歩と豊かな人間性との調和を図るため人類は創造的英知を発揮する必要がある。

本学は、このため自然科学と人文・社会科学、その他芸術との学際的協力により、専門的かつ総合的な教育・研究活動を推進する。

#### 人的知性について

高度な産業化・情報化の社会を迎えて、人間の生活様式も価値観も激変している。このさい科学・技術の健全な発達を図る反面、技術の独走が警戒される。従って人類普遍の理念としての人間性の発揚を志し、自己を確立し、人権と自由を尊重する調和ある国際未来社会を建設する必要のため、新しい人的知性の涵養を企図するものである。

### 大学の目的

朝日大学は、教育基本法並びに学校教育法の趣旨を尊重してその条項に従い、一般教養及び専門学術の理論並びにその応用を教育研究し、知的、道徳的教養をもつ有為の人材を育成するとともに、広く知識を世界にもとめ、教育、学術研究の国際交流をはかり、高度の教育目的を達成し、学術、文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

### 大学院の目的

朝日大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

# 沿革

- 1971年 2月 ■学校法人岐阜歯科大学設立認可
- 1971年 4月 ■岐阜歯科大学を開設
- 1971年 5月 ■岐阜歯科大学附属病院を開設
- 1973年 4月 ■岐阜歯科大学附属歯科衛生士学校を開設  
岐阜市内にある村上外科病院が本学に寄附され、本学附属村上記念病院となる
- 1973年11月 ■ニューヨーク州立大学バッファロー校歯学部（アメリカ）と姉妹校協定を締結
- 1977年 3月 ■附属歯科衛生士学校が専修学校として認可
- 1977年 4月 ■大学院歯学研究科を開設（歯学専攻博士課程）  
附属歯科衛生士学校の名称を附属歯科衛生士専門学校に改める
- 1979年 7月 ■岐阜歯科大学歯科臨床研究所附属歯科診療所を開設
- 1981年10月 ■10周年記念館完成
- 1982年 4月 ■オカンボ記念大学歯学部（フィリピン）と姉妹校協定を締結
- 1982年 6月 ■中山医学大学（台湾）と姉妹校協定を締結
- 1984年 9月 ■附属村上記念病院を新築移転
- 1984年11月 ■北京大学口腔医学院と姉妹校協定を締結
- 1985年 4月 ■経営学部経営学科を開設  
法人の名称を学校法人朝日大学に、大学の名称を朝日大学に、附属歯科衛生士専門学校の名称を朝日大学歯科衛生士専門学校に改める
- 1987年 4月 ■法学部法学科を開設
- 1988年 5月 ■明海大学と姉妹校協定を締結
- 1989年 4月 ■経営学部経営学科及び法学部法学科に教職課程（正規の課程・聴講生の課程）を併設
- 1990年10月 ■フンボルト大学歯学部（ドイツ）と学術文化協力協定を締結
- 1991年 4月 ■経営学部情報管理学科を開設  
同学科に教職課程（正規の課程・聴講生の課程）を併設
- 1992年 4月 ■大学院法学研究科を開設（法学専攻、博士前期（修士）課程）  
同研究科に教職課程を併設
- 1992年 7月 ■カリフォルニア大学ロサンゼルス校歯学部（アメリカ）と文化学術交流協定を締結
- 1993年 6月 ■メキシコ州立自治大学（メキシコ）と姉妹校協定を締結
- 1994年 4月 ■大学院法学研究科に博士後期（博士）課程を開設
- 1995年 4月 ■大学院経営学研究科を開設（情報管理学専攻、博士前期（修士）課程）  
同研究科に教職課程を併設
- 1997年 4月 ■大学院経営学研究科に博士後期（博士）課程を開設
- 1997年10月 ■朝日大学名古屋サテライトを設置  
基礎教育センターを設置  
ケベック大学モントリオール校（カナダ）と一般合意協定を締結
- 2001年 4月 ■留学生別科を開設
- 2001年 7月 ■第四軍医大学（中国）と姉妹校協定を締結
- 2002年 4月 ■経営学部ビジネス企画学科を開設  
同学科に教職課程（正規の課程・聴講生の課程）を併設
- 2006年 5月 ■トゥルク大学歯学部（フィンランド）と文化学術交流協定を締結
- 2007年 4月 ■朝日大学歯科臨床研究所附属歯科診療所を朝日大学附属病院に統合し、朝日大学歯学部附属病院PDI岐阜歯科診療所に改める
- 2008年 4月 ■シエナ大学歯学部（イタリア）と交流協定を締結
- 2009年 6月 ■岐阜県弁護士会と学術交流協定を締結
- 2010年 2月 ■国立大学法人三重大学と包括的連携協定を締結
- 2011年 1月 ■大学院法学研究科・経営学研究科と岐阜経済大学大学院経営学研究科、東海学院大学大学院人間関係学研究科及び岐阜聖徳学園大学大学院国際文化研究科・経済情報研究科との間で単位互換協定を締結
- 2011年 3月 ■基礎教育センターを廃止
- 2012年 4月 ■経営学部情報管理学科の名称を経営学部経営情報学科に改める
- 2013年 4月 ■村上記念病院西館増築・総合健診センターを移転
- 2014年 4月 ■保健医療学部看護学科を開設  
経営学部経営情報学科の学生募集を停止  
大学院法学研究科博士後期課程（法学専攻）の学生募集を停止し、同研究科の課程名称を博士前期から修士に改める  
大学院経営学研究科博士後期課程（情報管理学専攻）の学生募集を停止し、同研究科の課程名称を博士前期から修士に、併せて、同研究科の専攻名称を情報管理学から経営学に改める
- 2015年 3月 ■朝日大学名古屋サテライトを閉鎖  
ウェスタンケープ大学歯学部（南アフリカ共和国）と学術交流協定を締結
- 2015年 7月 ■北京外国語大学（中国）と学術交流協定を締結
- 2015年 9月 ■テキサス大学サンアントニオ校ヘルスサイエンスセンター歯学部（アメリカ）と学術交流協定を締結
- 2015年10月 ■タフツ大学歯学部（アメリカ）と学術交流協定を締結
- 2016年 4月 ■テキサス大学サンアントニオ校ヘルスサイエンスセンター看護学部（アメリカ）と学術交流に関する覚書を締結  
アラバマ大学バーミングハム校歯学部（アメリカ）と文化学術交流協定を締結
- 2016年 5月 ■名桜大学と学術交流及び連携に関する包括協定を締結  
国立勤益科技大學（台湾）と学術交流に関する覚書を締結
- 2017年 4月 ■保健医療学部健康スポーツ科学科を開設  
同学科に教職課程を併設  
経営学部ビジネス企画学科の学生募集を停止
- 2018年 4月 ■朝日大学歯学部附属病院の病棟を閉鎖し、名称を朝日大学医科歯科医療センターに改める  
朝日大学歯学部附属病院PDI岐阜歯科診療所の名称を朝日大学PDI岐阜歯科診療所に改める  
朝日大学歯学部附属村上記念病院の名称を朝日大学病院に改める  
ハワイ大学マノア校（アメリカ）と学術交流に関する覚書を締結
- 2019年 3月 ■大学院法学研究科博士後期課程（法学専攻）を廃止
- 2021年 3月 ■南昌大学（中国）と学術交流協定を締結  
経営学部ビジネス企画学科を廃止
- 2021年12月 ■ハノイ大学（ベトナム）と学術交流及び協力に関する協定を締結
- 2022年 4月 ■チェンマイ大学（タイ）と協定を締結

# Ⅲ 法学研究科の概要

## 法学研究科の目的

法学研究科においては、研究者の養成、高度で専門的な業務に従事する人材の養成等を目指し、教育・研究を行っています。

また、本学卒業生はもちろんのこと、他大学卒業生や社会人も広く受け入れています。

## 修士課程の概要

### 1. 教育研究上の目的等

本課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、法学分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的としています。

### 2. カリキュラム

#### (1) カリキュラム・ポリシー

広い視野に立って精深な学識を授け、法学分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的としており、この目的に基づき、本課程の教育課程は、高度な専門知識を有する研究者・職業人に必要な基本的能力や問題解決方法を修得させるべく、法律学及び政治・行政学の専門領域にかかわる専攻科目、指導教員による一貫した研究指導と論文指導を受ける演習科目、社会人学生に対応した課題研究科目、公法学及び私法学を網羅的にオムニバス形式で展開する総合科目、会計領域の専門的知識を修得するための他大学院開設の関連科目、専門領域の学識経験者からの講義を想定した特別科目を編成し、実施しています。

#### (2) 修士課程の専攻科目、授業科目及び単位数

		授 業 科 目	単 位 数	授 業 を 行 う 年 次	履 修 方 法
専 攻 科 目	憲 法	憲 法 特 殊 講 義 A	2	1・2	次の各号に掲げる単位を含む30単位以上を修得しなければならない。 (1) 研究指導を受ける専攻科目の特殊講義4単位 (2) 演習科目8単位
		憲 法 特 殊 講 義 B	2	1・2	
	行 政 法	行 政 法 特 殊 講 義 A	2	1・2	
		行 政 法 特 殊 講 義 B	2	1・2	
	税 法	税法(所得税法)特殊講義A	2	1・2	
		税法(所得税法)特殊講義B	2	1・2	
		税法(法人税法)特殊講義A	2	1・2	
		税法(法人税法)特殊講義B	2	1・2	
	民 事 法	民事法(財産法)特殊講義A	2	1・2	
		民事法(財産法)特殊講義B	2	1・2	
		民事法(家族法)特殊講義A	2	1・2	
		民事法(家族法)特殊講義B	2	1・2	
		民事訴訟法特殊講義A	2	1・2	
		民事訴訟法特殊講義B	2	1・2	
	A D R 法	A D R 法 特 殊 講 義 A	2	1・2	
		A D R 法 特 殊 講 義 B	2	1・2	
商 事 法	商 法 特 殊 講 義 A	2	1・2		
	商 法 特 殊 講 義 B	2	1・2		
	会 社 法 特 殊 講 義 A	2	1・2		
	会 社 法 特 殊 講 義 B	2	1・2		

刑 事 法	刑 法 特 殊 講 義 A	2	1・2
	刑 法 特 殊 講 義 B	2	1・2
	刑 事 政 策 特 殊 講 義 A	2	1・2
	刑 事 政 策 特 殊 講 義 B	2	1・2
労 働 法	刑 事 訴 訟 法 特 殊 講 義 A	2	1・2
	刑 事 訴 訟 法 特 殊 講 義 B	2	1・2
経 済 法・消 費 者 法	労 働 法 特 殊 講 義 A	2	1・2
	労 働 法 特 殊 講 義 B	2	1・2
国 際 関 係 法	経 済 法・消 費 者 法 特 殊 講 義 A	2	1・2
	経 済 法・消 費 者 法 特 殊 講 義 B	2	1・2
基 礎 法	国 際 関 係 法 特 殊 講 義 A	2	1・2
	国 際 関 係 法 特 殊 講 義 B	2	1・2
医 事 法	法 哲 学 特 殊 講 義 A	2	1・2
	法 哲 学 特 殊 講 義 B	2	1・2
環 境 法	医 事 法 特 殊 講 義 A	2	1・2
	医 事 法 特 殊 講 義 B	2	1・2
政 治・行 政 学	環 境 法 特 殊 講 義 A	2	1・2
	環 境 法 特 殊 講 義 B	2	1・2
総 合 科 目	政 治・行 政 学 特 殊 講 義 A	2	1・2
	政 治・行 政 学 特 殊 講 義 B	2	1・2
	公 法 総 合 特 殊 講 義 A	2	1・2
	公 法 総 合 特 殊 講 義 B	2	1・2
課 題 研 究 科 目	私 法 総 合 特 殊 講 義 A	2	1・2
	私 法 総 合 特 殊 講 義 B	2	1・2
特 別 科 目	課 題 研 究 I	2	1・2
	課 題 研 究 II	2	1・2
演 習 科 目	特 別 講 義	2	1・2
	演 習 I A	2	1
	演 習 I B	2	1
	演 習 II A	2	2
関 連 科 目	演 習 II B	2	2
	会 計 学 特 殊 講 義 A	2	1・2
	会 計 学 特 殊 講 義 B	2	1・2

### (3) 専攻科目及び指導教員

学生は、専攻科目の中から研究指導を受けようとする科目（主専攻）を1科目選択し、主専攻の担当教員が指導教員となります。

2024年度に学生を募集する専攻科目は、憲法、行政法、税法、民事法（民事訴訟法）、ADR法、商事法、刑事法、国際関係法です。

また、授業科目は、年度によって開講されないものがあります。

### (4) 他大学大学院研究科授業科目の履修について

本研究科は、岐阜協立大学大学院経営学研究科、東海学院大学大学院人間関係学研究科及び岐阜聖徳学園大学大学院国際文化研究科・経済情報研究科との間で単位互換を実施しており、一定の条件のもとで、これらの研究科の授業科目の履修を認め、修得した単位について、研究科委員会において有益と認める場合には本課程の修了要件単位に算入することができます。



### 3. 標準修業年限

2年

※一定の条件を満たす社会人について、職業等に従事しながら履修することができるよう、予め本修業年限を超える年限を定めて修学することができる「長期履修制度」を実施しています。なお、詳細については、出願に先立ち、学事二課大学院法学研究科係までお問い合わせください。

### 4. 教職課程

本課程に教職課程を併設しており、中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（公民）の所有者は、所定の授業科目の単位を修得し、かつ、本課程を修了することで、教科に関する高度な専門性を修得しつつ、中学校教諭専修免許状（社会）、高等学校教諭専修免許状（公民）を取得する資格が得られます。

### 5. ディプロマ・ポリシー

本課程は、教育目的に基づき、課程修了時に主専攻科目分野についての高い学識及び応用力並びに基礎的研究能力を身に付けていることを到達目標に掲げています。

修士課程の修了の要件は、本課程に2年以上在学し、研究指導を受ける専攻科目の特殊講義4単位、演習科目8単位を含む30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文（特定の課題についての研究成果を含む。）を提出してその審査及び最終試験に合格することとしています。

本課程を修了した者に対しては、修士（法学）の学位を授与します。

### 6. 修了後の進路

本課程修了後は、高度な専門性及び研究遂行能力を発揮し、法曹界、公務員上級職、公認会計士、税理士、民間企業等多岐にわたる方面で活躍することを目指します。

なお、学位による試験科目免除を受け、税理士試験合格者を19名（2022年度までの実績）輩出しております。



## 修士課程授業科目の紹介

各授業科目の講義概要は次のとおりです。なお、ここに紹介する内容は2023年度のものであるため、入学時には変更となることがあります。

### 憲法特殊講義 A、B

下 條 芳 明

日本国憲法が昭和21（1946）年11月3日に公布されてから、すでに75年以上が経過しようとしている。第2次世界大戦後の日本は、日本国憲法の下で、経済的繁栄とともに人権の保障と福祉の達成を大きく享受してきた。だが、その反面、この憲法に対して、現代社会一般の重要な変化に十分に対応できていないとか、日本の伝統や文化に十分な配慮を示していないという批判も強い。こうした日本国憲法をめぐる問題状況を前提にして、「日本国憲法」とはいったい何なのかを改めて考えてみたい。

本特殊講義Aでは、日本国憲法の基盤にある近代立憲主義の意味を学習した上で、日本国憲法の成立、憲法の民主主義、象徴天皇制、国会と内閣の仕組み、国際平和と第9条といった項目の考察を通じて、日本国憲法の基本的特徴とその問題点を解明したい。

本特殊講義Bでは、前学期の「憲法特殊講義A」を踏まえて、西洋のキリスト教文化圏に誕生した人権概念の意味、その可能性と限界について検討した上で、日本国憲法の人権保障をめぐる諸問題に関して、判例の分析を通じて具体的に考察する。

### 行政法特殊講義 A、B

高 梨 文 彦

行政活動は、私人によっては果たされ難い公共的課題の解決を目的として行なわれる（べき）ものであり、その意味で行政は代行者に過ぎない。とはいえ、その公共的課題が複雑化した今日では、行政は当該課題の（適切な）解決を期待できる唯一の主体で（あるはずで）あって、いわゆる「法律による行政の原理」もその専門性の前には形骸化せざるを得ない。

特殊講義Aでは、そのような存在としての行政は、公共的課題の解決のために如何なる手段を採ることができ、そして主権者たる国民は、行政による意思決定と情報管理にどのように関与することができるのか、行政活動のあり方の輪郭を示す。

特殊講義Bでは、そのような存在である行政活動によって私人の権利利益が損なわれた場合、それは如何なる手段で救済・回復されるべきであるか、事後的な救済手段の体系を示す。

### 税法（所得税法）特殊講義 A、B

坂 元 弘 一

税法は、何にどう課税するかを定める「租税実税法」と、賦課徴収手続等を定める「租税手続法」に分けられるが、その理解には、民法・商法・行政法等の一般法の知識のほか、簿記・会計学等の知識も必要であり、税法をどのような観点からどう学ぶかは、様々に考えられる。

この講義は、あくまで法解釈学の立場からの税法を学ぶということで、法人税以外の個々の分野ごとに税法上の特定のテーマ（トピック）を選び、事例を中心に、主要な判例、裁決等を題材として、課税上の問題点及びその背景・考え方等について検討するものである。あくまで何故課税されるか等の理論面の検討が中心であり、具体的な計算（金額の確定）は原則として行わないこととしている。

必要に応じ、実務経験を踏まえた税務行政の現状にふれるとともに、講義においては配付資料を充実し、また、質疑応答の時間を十分とりたいと考えている。

なお、前学期（A）、後学期（B）と分かれているが、税法専攻の学生にはA・B通して受講してもらうことを前提にしている。

### 税法（法人税法）特殊講義 A、B

坂 元 弘 一

法人税法は、法人所得に対する課税方法等を定めたもので、基本的には企業会計上の収益、費用を前提にそれに税法上の「別段の定め」を設けて所要の調整を行い、所得を算出する際の具体的な計算方法等を定めたくわめて技術的な法である。本法はともかく、政令及び租税特別措置法はきわめて複雑多岐にわたり、さらに国際的租税回避行為への対応、会社法の制定、商法、企業会計原則の変更に伴う企業組織再編税制、連結納税制度の導入等により複雑さをきわめており、しかも、ここ数年、毎年大幅に改正され、その全貌を理解するのはなかなか容易なことではない。

本講義は、判例、裁決等を題材に具体的事例に則して法人税の基本的な考え方につき全体的な理解を深めるとともに、問題点（論点）を抽出し、論文作成に資することを目的としている。また、実務上、何が問題になっているかの理解を深める意味で適宜法人税基本通達、質疑応答事例集等を参照することとする。

なお、前学期（A）、後学期（B）と分かれているが、税法専攻の学生にはA・B通して受講してもらうことを前提にしている。

### 民事法（財産法）特殊講義A、B

梶谷 康久

民法（財産法）に関する諸論文の通読を行い、民法における学説の到達状況を俯瞰する。また、通読により、論文の作法の体得をも目標とする。さらに、各自の論文の構想を発表してもらう機会を設け、各自で意見を出し合いながら、自己の論文のブラッシュアップを図ることをも目的とする。

### 民事法（家族法）特殊講義A、B

梶谷 康久

民法（家族法）に関する諸論文の通読を行い、民法における学説の到達状況を俯瞰する。また、通読により、論文の作法の体得をも目標とする。さらに、各自の論文の構想を発表してもらう機会を設け、各自で意見を出し合いながら、自己の論文のブラッシュアップを図ることをも目的とする。

### 民事訴訟法特殊講義A、B

平田 勇人

民事訴訟法は民事紛争を解決するための手続法である。そして、それは円環的構造を持つといわれるように、民事訴訟手続のどの部分にも、訴訟の全体が関係しており、個々の部分だけ学習しても、法体系の構造を把握することはできない。この講義では、民事訴訟法の円環的構造の理解を獲得することを目的とする。法学部出身でない学生（社会人・留学生を含む）にも配慮して、入門的知識から高度な知識まで段階的に手続構造を理解してもらう。

### A D R 法特殊講義A、B

平田 勇人

第161回国会において、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（いわゆるADR法）が成立し、2004年12月1日に公布された（平成16年法律第151号）。このADR法は、2007年4月1日に施行されたが、まず司法型として地裁・簡裁・家庭裁判所で調停が行われている。次に、行政機関・行政委員会によるものとしては、公害等調整委員会、国民生活センター紛争解決委員会、労働委員会、紛争調整委員会、労働相談情報センター、建設工事紛争審査会が機能している。第3に民間機関であるが、日本スポーツ仲裁機構を始めとして、日弁連交通事故相談センター、日本商事仲裁協会、日本海運集会所、PLセンター、事業再生実務家協会、そして医療紛争相談センター等が機能している。このようにADRと一口に言っても多様性があり、本講義においてはADRの実践的な知識を修得してもらうため、平田ゼミ生（法学部）との合同模擬調停に参加してもらう。また、ADRに造詣の深い本学教員の全面的なバックアップにより、様々な模擬調停のテーマにチャレンジすることを通してADR法の本質をつかんでほしい。

### 商法特殊講義A

宮島 司

企業に関する法の総則及び企業の取引活動に関する法の主要部分について詳説する。実定法上は商法第1編総則及び第2編商行為第1章総則を主たる対象とするが、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。

学部の講義で必ずしも十分に論じることができないところまで検討することにより、授業参加者に複雑な問題の解決に必要な専門的知識を習得させる。また、具体的な紛争解決の能力を養うために判例、事例の研究を取り入れる。

企業に関する法は企業をめぐる多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を学ぶことによって、合理的で均衡のとれた法的考え方を身につけることが期待される。この法分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比べながら進める。

なお、授業参加者に商法未習者がいる場合には、講義計画に若干の変更を加えて基礎的知識の正確な習得をさせる。

### 商法特殊講義B

宮島 司

企業に関する法の総則及び企業の取引活動に関する法の主要部分について詳説する。実定法上は商法第2編商行為第3章以下、及び手形・小切手法を主たる対象とするが、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。

学部の講義で必ずしも十分に論じることができないところまで検討することにより、授業参加者に複雑な問題の解決に必要な専門的知識を習得させる。また、具体的な紛争解決の能力を養うために判例、事例の研究を取り入れる。

企業に関する法は企業をめぐる多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を学ぶことによって、合理的で均衡のとれた法的考え方を身につけることが期待される。また、手形小切手法

を研究することにより、民法総則及び契約法等のより深い理解に役立つ。

なお、授業参加者に商法未習者がいる場合には、講義計画に若干の変更を加えて基礎的知識の正確な習得をさせる。

### 会社法特殊講義 A、B

宮 島 司

わが国の企業を中心をなす会社の設立・組織・運営・管理に関する法の主要部分について詳説する。実定法上は、平成17年新会社法、及び平成26年・令和元年改正会社法を主たる対象とするが、必要に応じて商法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の会社関係法令も取り扱う。

学部講義では必ずしも十分に論じることができないところまで検討することにより、授業参加者に複雑な問題の解決に必要な高度の専門知識を習得させる。学説、判例はもとより、実務、立法の動向についても説明する。ことに判例は具体的な紛争解決の能力を養うためにできるだけ多く取り上げたい。

会社法は会社をめぐる多数の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を学ぶことによって、合理的で均衡のとれた法的考え方も身につけることが期待される。

### 刑法特殊講義 A、B

大 野 正 博

刑法とは、犯罪と刑罰に関する法であり、刑法学は、この「刑法」を対象とする法律学である。刑法学では、「現にある法 (de lege lata)」だけでなく、「あるべき法 (de lege ferenda)」を論じることにも含まれるため、理論的一貫性を追求する体系的思考を習得するだけでなく、結論の具体的妥当性にも配慮する問題的思考とのバランス感覚を身につけなければならない。

本講義では、刑法理論上の重要論点につき、深く掘り下げた検討を行うのと同時に、現在、理論刑法学が直面する最新課題の解決についても検討を加える予定である。

### 刑事訴訟法特殊講義 A、B

大 野 正 博

1999年公布の通信傍受法以降、相次いで刑事訴訟法改正がなされ、従来の刑事手続の在り方に大きな変革を齎す新たな制度が導入され、また同時に重要な判例も示されている。これらのことから、刑事裁判を巡る制度と学問は、大変な激動期を迎えていると表現しても過言ではない。しかし、このような「時代の変わり目」は、学問研究をなすタイミングとしては絶好の時期といえるため、今後、刑事司法手続が如何なる形で発展していくかという進行形の問題を受講者ととともに検討し、その過程を通じて、「価値の多元化時代」に各自が個々の問題に対し、見解を示せる能力を身につけてもらいたい。

最初に総論として、刑事訴訟法の意義等に触れ、その後は、刑事手続の全体的な流れを概括的に把握できる講義を行う予定である。そのなかで、刑事手続の骨格部分を重点的に取り上げながら、刑事訴訟法の各規定の解釈論・判例法理等を通じ、刑事手続に関する基礎的な知識を体系的に修得できるよう相互方向での講義を展開していきたいと考えている。

### 刑事政策特殊講義 A、B

宮 坂 果 麻 理

私たちが安心して日常生活を送るためには、社会秩序が維持され、安定していなければならない。そのため、社会秩序を乱し、脅威を与えるような行為は、犯罪として防止していく必要がある。

刑事政策とは、犯罪や非行の予防・防止を通じ、社会秩序の維持・安定を図るために行われる国家、または地方公共団体の施策全体を指す。このような刑事政策を対象とする学問を「刑事政策学」という。その中核となる「犯罪や非行の予防・防止」の目的を達成するためには、その前提として、犯罪現象を科学的に認識し、分析することにより、犯罪原因を解明しなければならない。これを「犯罪学」という。「刑事政策学」が学問として成立するためには、「犯罪学」の成果を踏まえた上で、「犯罪や非行の予防・防止」するためには如何なる施策が必要であるか、それは実現可能かどうか、有効であるかどうかを科学的に明らかにしていなければならない。

本講義においては、前期に刑事政策の基礎、犯罪の対策について講義し、後期に個別犯罪とその対策について講義する。

### 国際関係法特殊講義 A

杉 島 正 秋

日本の裁判所で審理された事案のうち、国際法に関係するものの判決を読みながら検討します。前期は、人権分野の判決を扱います。日本が当事国となっている国際条約が、どのように日本国内で実施されているのかを理解すること、国際的な人権の保障が日本国内でどのような意味を持つかを考えることを主な目標とします。



## 国際関係法特殊講義B

杉島正秋

国際法Aに引き続き、国際法に関連して日本の裁判所で出された判決を読んでゆきます。外交官の地位、法源（慣習国際法）、人道法（戦時国際法）などの分野を扱います。判決を読むには、関連する分野に関する国際法の知識が不可欠ですので、国際法の基本的ルールを確認しながら、判決を読み進めてください。

## 法哲学特殊講義A

椎名智彦

この講義では、ロン・フラー『法の自己探求』（1940年）を読みながら、法哲学における伝統的論点である自然法論と法実証主義との争いの現代的側面について検討する。フラーは、英米法系を代表する自然法論者の一人であり、法実証主義の全盛期であった20世紀前半の英米法思想界において、独特の世俗的観点から自然法を擁護する論陣を張ったことで知られる。彼は、自然法論の中核原理である法と道徳の不可分性の観点から、ナチス＝ドイツの法を批判したことで知られる。

次に、この講義では、法と道徳の関係という法哲学における主要論点が、実際の歴史的事実との関係でどのように表れるのか、そして、それが21世紀の社会に対してどのような意味をもちうるのかといったテーマについて理解を深めつつ、さまざまな現代的現象への応用可能性について検討する。また、講義では、福祉国家の登場や行政国家現象といった、現代法の基盤となる法の歴史的発展についてもふれる。

## 法哲学特殊講義B

椎名智彦

この講義では、ロン・フラー『法と道徳』（改訂版、1968）を読みながら、「法の支配」を現実世界において成立させるための条件について検討する。いうまでもなく、「法の支配」は現代における国内外の秩序の健全性の指標となる重要概念である。すなわち、一般的に、政治的権力が一定のルールによって実効的に抑制され、被治者の自由が十分に保障されている状況を「法の支配が存在する」と言い表すと同時に、政治的権力が無制約かつ専制的に行使され、被治者の自由が有名無実化している状況を「法の支配が存在しない」と表現する。では、この「法の支配」は、具体的にどのようなものであり、どのような現実的条件がそろえば成立するのだろうか。これは法哲学上の重要問題であり、その条件を明示した古典的名著が、フラーの『法と道徳』である。同書におけるフラー理論は、法の内在道徳論として著名であり、現代における「法の支配」論の出発点となっている。この読解を通じて、現代における統治の諸形態を診断する目を養う。

## 法哲学特殊講義A、B

島 亜 紀

法哲学特殊講義では、法哲学の基本問題である「法のあるべき姿」に関する議論、「正義論」に焦点を当てる。「法哲学特殊講義A」では、特に、功利主義、ジョン・ロールズの正義論とその後の議論、J・S・ミルやアイザイア・バーリンのリベラリズムの議論、リバタリアニズムをめぐる法哲学上の議論について扱う。「法哲学特殊講義B」では、特に、平等論や権利論をめぐる法哲学上の議論について扱う。

本講義では、法哲学上の重要概念についてまずテキストから学び、さらに同じテーマに関する参考文献を読み、議論をすることを通じ、テーマに関する考察を深めることを目的としている。文献や議論に対する理解を深めるため、参考文献を扱う授業回の発表者を順番に担当し、担当者は該当文献について簡単なレジュメを作成し、発表するという形式で進める。

## 政治・行政学特殊講義A

鏡 圭 佑

本講義の目的は、受講者が政治・行政に関する基本的な知識を獲得することである。そのために、マイケル・サンデルの著書を取り上げる。サンデルはリベラリズムや市場経済について批判的に思考する政治哲学者であり、NHKの「ハーバード白熱教室」を通じて、日本においてもその名前が広く知られている。また、2021年には *The Tyranny of Merit: What's Become of the Common Good?* が『実力も運のうち 能力主義は正義か』に翻訳出版され、話題となった。

本講義では、サンデルの著書『公共哲学：政治における道徳を考える』（原題：*Public Philosophy: Essays on Morality in Politics*）を輪読する。この著書は、サンデルによる政治哲学の入門書として位置づけられる。これを読むことで、受講生が政治哲学の考えを用いて、現実の政治・行政を批判的に検討する視座を獲得できることを期待している。輪読の進め方については、受講生の人数等を考慮し、話し合いにより決めることにする。

## 政治・行政学特殊講義B

鏡 圭 佑

本講義の目的は、政治・行政学特殊講義Aに引き続き、受講者が政治・行政に関する基本的な知識を獲得することである。そのために、マイケル・サンデルの著作を同様に取り上げる。この講義では、『これからの「正義」の話を生こう：いまを生き延びるための哲学』（原題：*Justice: What's the Right Thing to Do?*）を輪読したい。この本は、「ハーバード白熱教室」を通じて、サンデルの名前が日本でも広く知られるよう



## IV 本大学所定用紙

年月日については、必ず全て西暦にて記入してください。

### 出願書類

入 学 願 書	様式 1
履 歴 書	様式 2
受 験 票・写 真 票	様式 3
志 願 理 由 書	様式 4
勤務先の所属長の承諾書	様式 5
誓約書・身元保証書	様式 6
経 費 支 弁 書	様式 7

### 出願資格審査用書類

出願資格審査申請書	様式 8
履 歴 書	様式 2
研 究 計 画 書	様式 9



A

2024年度  
朝日大学院法学研究科入学願書

※受験番号

ふりがな		性別	
氏名			
生年月日(西暦)	年 月 日生		
現住所 (連絡先)	〒 TEL( )		
出身大学	大学	学部	学科(課程)
出身年月日	年 月 日	卒業・卒業見込	
出願資格	(出願資格(1)以外の者は最終出身学校を記入してください。)		
出願区分	一般	社会人	
主専攻科目	必須科目(主専攻科目)	選択科目	
試験科目			

(注1) ※印の箇所は記入しないでください。

(注2) 記入にあたっては、3ページの「7. 出願書類」

①入学願書の項を参照してください。

(注3) 性別欄の記載は任意です。未記載とすることも可能です。

振込金額	¥20000
取扱銀行 収納印	

## B 2024年度 入学検定料振込金領収書

左記のとおり振込金  
として受取りました。取扱銀行  
収納印

依頼日	年 月 日
入試区分	大学院法学研究科
金額	¥20,000
先方銀行	十六銀行本店 普通預金878889
受取人	学校法人朝日大学
依頼人 (志願者) 氏名	

この受領書は本学の領収書にかわるものですから大切に  
保管してください。(振込人控)

取扱銀行 銀行

## C 2024年度 入学検定料振込依頼書

科目 普通預金

依頼日	年 月 日	電信扱	手数料	金額	¥20,000
先方銀行	十六銀行本店				振込金額の訂正は 無効とする。
普通預金	No.878889				
受取人	学校法人朝日大学				
区分	大学院法学研究科				
依頼人 (志願者) フリガナ					
氏名					
住所	TEL( )				

取扱銀行  
収納印

◎取扱銀行へお願い

1. ①・②・③へ収納印を押印し、**A**・**B**票は依頼人に  
お返しください。2. **B**・**C**票の太線内の氏名・住所等に記入もれがな  
いかを確認してください。

検印	担当印	受付印

(取扱店保管)

# 履 歴 書

※受験番号

ふりがな 氏 名		性 別	生年月日 (西 曆)	年 月 日生
現住所	〒 TEL ( ) -			
勤務先 住 所	〒 TEL ( ) -			
年 月 (西 曆)	学 歴			
	〔高等学校卒業から(ただし、在留資格「留学」で入学しようとする者は、小学校入学から)記入してください。〕 〔大学等での研究生として在学歴がある場合は、その期間も記入してください。〕			
年 月 (西 曆)	職 歴			

(注1) ※印の箇所は記入しないでください。  
 (注2) 性別欄の記載は任意です。未記載とすることも可能です。

年 月 日  
 上記のとおり相違ありません。

氏 名 (印)

キリトリ線

# 2024年度朝日大学大学院法学研究科 受 験 票

受 験 番 号	※		
ふ り が な 氏 名			
生 年 月 日 (西 曆)	年 月 日生	性別	
試 験 日	I 期募集 2023年 9 月 30 日 (土)		
	II 期募集 2023年 12 月 9 日 (土)		
	III 期募集 2024年 2 月 24 日 (土)		
出 願 区 分	一 般 ・ 社 会 人		
主 専 攻 科 目			
試 験 科 目	必須科目(専攻科目)		選択科目

(注1) ※印の箇所は記入しないでください。

(注2) 記入にあたっては、入学願書の記入要領を参照してください。

(注3) 試験開始後30分以上遅刻した者は受験できません。

# 2024年度朝日大学大学院法学研究科 写 真 票

受 験 番 号	※		
ふ り が な 氏 名			
(西曆)	年 月 日生	性別	
出 願 区 分	一 般 ・ 社 会 人		
主 専 攻 科 目			
試 験 科 目	必須科目(主専攻科目)		
	選択科目		
(写真貼付欄)			
1. 縦 4 cm × 横 3 cm 2. 出願日前 3 か月 以内に撮影 3. 上半身、脱帽、 正面向 4. 写真裏面に氏名 を記入 5. 全面のりづけ			

(注1) ※印の箇所は記入しないでください。

(注2) 記入にあたっては、入学願書の記入要領を参照してください。





## 所属長の承諾書

年 月 日

朝日大学学長 殿

勤務先

職 名

氏 名

印

このたび、下記の者が貴大学大学院法学研究科に入学の際は、就学を支障ないように取り計らうことを承諾します。

## 記

勤務先及び 所属部署	
職 名	
氏 名	



# 誓 約 書

朝 日 大 学 学 長 殿

私は、貴大学院法学研究科に入学を許可されました上は、学則その他諸規則を遵守し、学費・諸納付金を納入することを誓約いたします。万一それに違反した場合は、いかようなご処分を受けましても不服を申し立てません。

年 月 日

署名人(自署)

# 身 元 保 証 書

私は、上記の署名人が朝日大学大学院法学研究科外国人留学生として本邦在籍中、責任をもって下記の事項を保証します。

1. 本人が学業に専念するよう監督すること
2. 本人が学費、生活費及び帰国旅費を支払えない時の負担
3. 本人が日本国法令上関係するあらゆる場合の身元引き受け

保 証 人 氏 名	
生年月日(年齢/西暦)	年 月 日 ( 歳)
本 籍 地	
現 住 所	
電 話 番 号	
職 業 (詳細に)	
本 人 と の 関 係	
在 留 資 格 (日本に在住する外国籍の者のみ)	

日付： 年 月 日

自署：

※保証人は、当該学生が所定の課程を修了するまでの学費及び生活費等を保証することのできる者であること。

# 経 費 支 弁 書

日本国法務大臣 殿

氏 名 \_\_\_\_\_  
 性 別 \_\_\_\_\_  
 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生  
 (西 曆)  
 国 籍 \_\_\_\_\_

私は、このたび上記の者が日本国に在留中の経費支弁者になりましたので、下記のとおり経費支弁の引受け経緯を説明するとともに経費支弁について誓約します。

## 記

1. 経費支弁の引受経緯（申請者の経費支弁を引き受けた経緯及び申請者との関係について具体的に記載してください。）

.....  
 .....  
 .....

2. 経費支弁内容

私 \_\_\_\_\_ は、上記の者の日本国滞在について、下記のとおり経費支弁することを誓約します。

## 記

(1) 学 費 年間 600,000 円

(2) 生 活 費 月額 \_\_\_\_\_ 円

(3) 支 弁 方 法 (送金・振込み等支弁方法を具体的に書いてください。)

.....  
 .....  
 .....

経費支弁者 \_\_\_\_\_ 年 月 日

住所 〒 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

氏 名 (自署) \_\_\_\_\_

学生との関係 \_\_\_\_\_

(注) 経費支弁者が自筆で記入の上、自署すること。日本語以外で記入する場合は、日本語訳を必ず添付すること。

## 出願資格審査申請書

年 月 日

朝日大学学長 殿

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

このたび、朝日大学大学院法学研究科の入学試験を受験するにあたり、  
下記のとおり出願資格審査を申請します。

記

1. 主 専 攻 科 目 \_\_\_\_\_

2. 提 出 書 類

- (1)履 歴 書
- (2)最終学歴の卒業（修了）証明書（見込を含む。）
- (3)最終学歴の成績証明書
- (4)研 究 計 画 書
- (5)学位を有する者と同等以上の学力があることが証明できる書類（3部）

(注) 主専攻科目(入学後に研究指導を受けようとする科目)は、学生募集要項の  
2ページの「5. 専攻科目」を参照してください。

# 研 究 計 画 書

受験番号	※	氏 名	主専攻科目
研究課題	研究計画の概要（研究目的、研究方法等について2,000字程度で記述してください。）		

キ  
リ  
ト  
リ  
線

(注) ※印の箇所は記入しないでください。  
記入欄が不足する場合は、裏面に記入してください。



■試験場〔朝日大学〕



所在地：岐阜県瑞穂市穂積 1851

交通機関

- ・JR東海道本線 穂積駅下車 (名古屋駅から特別快速・新快速で24分)、朝日大学スクールバスで約5分
- ・JR東海道新幹線 岐阜羽島駅下車、車で約20分
- ・自家用車 名神・岐阜羽島ICから約20分 (岐阜県庁から西へ約5分)  
名神・安ハスマートIC (ETC専用) から約27分  
名神・大垣ICから約30分

【問い合わせ】

朝日大学学事二課大学院法学研究科係

電話 058(329)1079

E-mail gakuji2@alice.asahi-u.ac.jp

平日 9:00~17:00

土曜日 9:00~13:00